

アクモス 株式会社

証券コード：6888

開催日時

平成28年9月27日（火曜日）午後2時

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階 ルビー

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第25回 定時株主総会 招集のご通知

目次

第25回定時株主総会招集のご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	22
監査報告書	28
株主総会参考書類	32

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町三丁目26番地8
アクモス株式会社
代表取締役社長 飯島秀幸

第25回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり、開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年9月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月27日（火曜日）午後2時
（なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館）2階 ルビー
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第25期（平成27年7月1日から平成28年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成27年7月1日から平成28年6月30日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎省エネルギー及び節電への取り組みの一環として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.acmos.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.acmos.co.jp/>）において掲載させていただきます。

◎ご出席の株主様へのお土産は、本年より廃止させていただくことになりました。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業説明会のご案内

定時株主総会終了後にアクモスグループのIR活動の一環として事業説明会を下記のとおり開催させていただきます。

ご多忙中とは存じますが何卒多数の皆様のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成28年9月27日（火曜日）定時株主総会終了後
2. 内 容 長期ビジョン2025／中期経営計画Ⅰの概要について

アクモス株式会社

代表取締役社長 飯島 秀幸

以 上

事業報告

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 連結業績の状況

当連結会計年度（平成27年7月1日～平成28年6月30日、以下「当期」という。）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の増加により緩やかな回復傾向が見られましたが、足元では円高の進行や企業業績の鈍化傾向により停滞してきており、また新興国経済の成長鈍化や英国のEU離脱問題に伴う世界経済の混乱などにより先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの情報技術事業においては、金融機関や公共投資によるシステム投資が継続し、サービス内容ではシステムの再構築や統合、クラウドへの移行等の需要が増加しております。また、情報システムへの依存が高まるに連れてシステムのセキュリティに対する重要性も高まってきております。

このような状況の下、当社グループでは平成26年6月期からの3ヵ年の中期経営計画の3年度目として、年度テーマ「創造」に基づき、潜在需要の掘り起こしによる顧客の創造と時流に適合した新サービスの創出による事業の拡大を図った取り組みを行ってまいりました。また、全員参加型のマネジメント体制（A-WING）を導入し、管理体制の整備を進めております。

当期の売上高は、前連結会計年度（平成26年7月1日～平成27年6月30日、以下「前期」という。）に比べ104百万円減少し、3,898百万円（前期は売上高4,003百万円、前期比2.6%減）、営業利益111百万円（前期は営業損失131百万円）、経常利益121百万円（前期は経常損失128百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益113百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失298百万円）となっております。

なお、連結子会社であった株式会社エクスカルを重要性が低下したことにより第2四半期末において連結の範囲から除外いたしました。これによる業績への影響は軽微であります。

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

事業の種類	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	4,003	3,898
ITソリューション※	3,760	3,563
ITサービス※	364	401
営業利益又は営業損失(△)	△131	111
経常利益又は経常損失(△)	△128	121
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△298	113

※セグメントの売上高は連結相殺前の数値となっております。

② 主な事業の状況

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

※以下の事業別の数値には内部取引高又は振替高を含んでおります。

1) ITソリューション事業

アクモス株式会社では、当期において消防指令システムのライセンス販売2件と、地方公共団体から受注したクラウドを活用した情報ネットワーク構築及びこれに伴うシステム機器の納品があったものの、前期に計上のあった消防通信指令システムの納品に係る売上が無くなったことから、売上高は2,475百万円と前期に比べ194百万円の減少となりました。消防通信指令システムの案件については、当期に発生する見込みの納品後における現地対応や不具合対応の費用に対し、前期において119百万円の製品保証引当金を計上しておりましたが、追加作業の発生があり、12百万円追加して製造原価に計上いたしました。当期末においては不具合対応作業が継続することから製品保証引当金を4百万円計上しております。新サービス創出の取り組みとしてはマイナンバー管理クラウドサービスSYMPROBUS SecureNum、Android OS端末を活用したフィールド業務支援ソリューションSYMPROBUS MOVE等の新商品の開発を進め、SYMPROBUS SecureNumについては平成28年5月よりサービスの提供を始めました。また当期より全員参加型のマネジメント体制(A-WING)を導入し、小規模な部門別の採算管理を行うことにより次世代リーダーの育成とともに、問題点の早期発見と対処が行える体制を整備する取り組みを進めております。

A Sロカス株式会社では、予想以上に地方自治体からの発注が減少するなかで総務省のICT街づくり事業に関連する森林ICT案件の受注に取組み、一定の成果はありましたが、前期に国勢調査に伴う統計調査システム関連の売上がピークを過ぎたことや自社製ソフトウェアの販売が伸びなかったことなどから売上高は590百万円(前期は売

上高706百万円、前期比16.4%減)となりました。また、新規に取り組み、国の政策に基づく助成金に採択された「UAV(無人航空機)を利用したげけ崩れ危険箇所監視システムの試作開発」は、東京情報大学の協力を得てUAVの飛行訓練や画像データの撮影をすすめ、5月に研究成果を報告して完了しました。

ACMOSソーシングサービス株式会社では事業規模拡大のため継続して社員の採用と教育に努めております。企業向けシステム開発の分野では下期に予定を下回りましたが、上期に自動車メーカーを中心としたお客様との取引が順調に推移していたため通期では予定を上回る実績となりました。また、病院内情報システムの運用ではほぼ予定どおりの推移となりました。企業向けシステム開発の分野では人材不足が続いておりますが、医療関係の運用案件の新規受注もあり、採用した社員の稼働が増加したことにより売上高は497百万円(前期は売上高383百万円、前期比29.5%増)となりました。当期より医療コンサルタント部を新設し、病院内システムの運用部門と連携し営業活動を進めました。医療コンサルティング部では新規の案件を1件受注し平成28年4月から活動を開始しました。

ITソリューション事業の売上高は3,563百万円(前期は売上高3,760百万円、前期比5.2%減)、営業利益117百万円(前期は営業損失99百万円)となっております。

2) ITサービス事業

株式会社ジイズスタッフでは、お客様のニーズや情報収集を行うとともに、お客様に提案を行うプッシュ型の営業を展開していくため営業体制を強化いたしました。労働安全衛生法の改正により平成27年12月より義務化されたストレスチェック等のEAP(Employee Assistance Program:従業員支援プログラム)関連業務については市場の拡大が見込まれることからこの分野の商品開発と受注活動に注力し、ストレスチェックパッケージサービスの提供を開始いたしました。受注案件は小型のものが多く、民間企業のお客様満足度調査や国及び地方公共団体の入札案件、選挙事務局代行等大型案件の売上があったこと、EAP関連の案件が増加したことにより、当期では売上高355百万円(前期は売上高277百万円、前期比27.8%増)となりました。

株式会社エクスカルでは、固定費削減の一環として平成27年8月に本社オフィスを移転いたしました。移転にかかる損失については前期に事務所移転費用引当金を計上しており、オフィスの移転に伴い当期に新たに発生した損失はありません。また、平成27年12月にUSBに関する事業をグラナイトリバーラボ・ジャパン株式会社に対し事業譲渡する契約を締結し、譲渡いたしました。これにより特別利益として事業譲渡益15百万円を計上するとともに、本事業譲渡に伴いUSBに関する事業における業務提携先との取引を解除したことによる契約解除損失6百万円を計上いたしました。今後の事業停止に伴い見込まれる損失に対し特別損失9百万円を計上しております。また、重要性が低下したことから第2四半期末において連結の範囲から除外いたしました。なお、株式会社エクスカルは平成28年5月末をもって実質的な事業活動を停止し、一

部の残務整理対応が完了次第休眠会社となる予定です。連結対象となった第2四半期までの売上高は45百万円（前期は売上高86百万円、前期比47.0%減）となっております。

ITサービス事業の売上高は401百万円（前期は売上高364百万円、前期比10.1%増）、営業利益33百万円（前期は営業損失0百万円）となっております。

<次期の見通し>

グループ各社では事業戦略として専門特化による事業変革とアライアンスの推進を進めてまいります。また、人材の育成においても事業戦略において特化した領域における専門性の高い人材育成を目指してまいります。

組織戦略としては、当社単体で実施していたウイングと呼ぶ小集団単位での部門別採算管理をグループ各社に拡大し、部門別採算管理の浸透と全員参加経営を進め付加価値の増大を図ってまいります。

次期の連結業績に対する見通しは次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成29年6月期
売 上 高	4,000
営 業 利 益	120
経 常 利 益	130
親会社株主に帰属する当期純利益	100

(2) 対処すべき課題

① リスクマネジメントに関する課題

当社グループは、情報技術事業において、各種のITソリューション、ITサービスをお客様に提供してまいりました。中でも、電力、交通、通信、医療等の社会インフラや、行政サービスを支えるシステムの開発、設計、構築、運用に関する経験と実績をもっております。今後発生が予測される大規模災害においても、これらの産業や行政に関わるお客様の事業を支え、いつもどんなときも、お客様に安心・安全なサービスを提供するため努めてまいります。併せて、社員と家族が安心して業務に従事できる環境の整備を進めてまいります。

② グループ事業全般に関する課題

「私たちアクモスグループはお客様に感動していただけるプロフェッショナルなサービスを提供します。」という経営理念に基づき、一人一人がプロフェッショナルサービスプロバイダーとしての自覚を持ち、お客様の期待値を超えるプロフェッショナルサービス事

業を推進し、収益力の向上を図り安定的かつ持続的な配当を実現するため、事業の収益性を高め剰余金の確保に努めます。

また、当社は、社会的責任を果たすため、情報セキュリティシステム、個人情報保護など各マネジメントシステムに基づき、コンプライアンスを重視した健全で真摯な企業活動を行います。社会的な責任がある企業として、「私たちにもできる身近な社会貢献」をテーマに、ささやかでも継続して行える社会貢献を果たしてまいります。

事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

1) ITソリューション事業

当社では、長期ビジョン及び中期経営計画において注力する事業分野を情報セキュリティ事業とし、3年後にセキュリティパートナー、10年後にはセキュリティメーカーになるという目標を定めました。この目標実現のためにセキュリティ案件への積極的な取り組みと、情報セキュリティ人材の育成、セキュリティ関連資格の取得促進に取り組んでまいります。また、高付加価値のセキュリティ関連事業を生み出すため、役割・責任を明確にした機能別組織とし、全員参加型のマネジメントシステム（A-WING）を活用して付加価値の向上を実現してまいります。

A S ロカス株式会社では、主力のG I S 関連分野の市場が縮小している他、受注の減少、市場価格の低下、競争の激化など厳しい事業環境の元、開発・運用・企画のビジネスサイクルを継続的に展開し、品質向上と収益力の向上を目指します。また、クラウドG I S 運用やI D C サービスなどデータセンター上の展開を図り、新サービスの提供を行います。併せて、プロジェクトマネジメントの継続的改善を推進し、プロジェクト管理の可視化により不採算案件の防止を行います。3 M S（I S O、I S M S、P M S）の認証については維持をし、継続的な改善を図ってまいります。

A C M O S ソーシングサービス株式会社では、良質な人材の確保と品質の向上が課題となっております。開発分野では対象を自動車業界に絞り人材を集中させて自社の得意分野へ育成し、医療分野では、人材の確保と育成を進めつつ、シェア拡大と品質向上を図ります。今期新たに立ち上げた医療コンサルティング事業部については実績を積み、他社との差別化を図ってまいります。また、S I 分野では当社と連携し、医療分野におけるセキュリティ基盤の構築へ集中し付加価値を高めてまいります。

2) ITサービス事業

株式会社ジイズスタッフでは、マークシートの印刷・読取・集計、データエントリーなどお客様の業務の一部を下請けして代行する業務が多く、付加価値を高めることが課題となっております。健康、教育分野をターゲットにワンストップサービスを提供できる体制を整え、お客様に業務提案やコンサルティングを行う付加価値の高い業務構造へ変革してまいります。

(3) 設備投資の状況

当社グループによる設備投資総額は78百万円であり、以下のとおりであります。

① 有形固定資産

有形固定資産の投資額は50百万円となり、その主なものはコンピュータ設備・建物付属設備・OA機器の新設及び更新であります。

② 無形固定資産

無形固定資産の投資額は27百万円となり、その主なものはソフトウェア製品の制作であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の金融機関からの借入金の純減額は148百万円でありました。

また、担保付の借入金を全額返済し、担保に供する資産がなくなりました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成27年12月をもって、当社子会社である株式会社エクスカルのUSBに関する事業をグラナイトリバーラボ・ジャパン株式会社に譲渡いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当該事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当該事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当該事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 22 期 (平成25年6月期)	第 23 期 (平成26年6月期)	第 24 期 (平成27年6月期)	第 25 期 (平成28年6月期)
売 上 高 (百万円)		2,657	3,578	4,003	3,898
経常利益又は経常損失(△) (百万円)		△24	23	△128	121
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		△12	△9	△298	113
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		△1.25	△0.97	△30.79	11.71
総 資 産 (百万円)		2,315	2,503	2,645	2,263
純 資 産 (百万円)		1,491	1,506	1,208	1,302

(注) 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っております。第22期の1株当たり当期純損失は当該株式分割が第22期の期首に行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移 (単独決算)

区 分	期 別	第 22 期 (平成25年6月期)	第 23 期 (平成26年6月期)	第 24 期 (平成27年6月期)	第 25 期 (平成28年6月期)
売 上 高 (百万円)		2,092	2,235	2,678	2,482
経常利益又は経常損失(△) (百万円)		31	23	△162	95
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)		32	21	△281	106
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		3.33	2.26	△29.02	10.98
総 資 産 (百万円)		2,036	2,056	2,176	1,966
純 資 産 (百万円)		1,468	1,483	1,194	1,290

(注) 当社は平成25年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っております。第22期の1株当たり当期純利益は当該株式分割が第22期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社に該当する会社はありません。

コンセーユ・ティ・アイ株式会社は、当社の株式を19.64%所有しており、会社計算規則上の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社にあたります。当社は、ベンチャーキャピタル事業を営む同社の投資先という関係にありますが、事業活動や経営戦略の決定については、当社独自の意思決定を行っており、同社との取引はありません。

② 重要な子会社の状況（平成28年6月30日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容	
ACMOSソーシングサービス株式会社	13,000千円	100.0%	情報技術事業	ITソリューション
A S ロカス株式会社	100,000	81.0		
株式会社ジイズスタッフ	50,000	100.0		ITサービス

(注) 株式会社エクスカルについては、重要性が低下したことにより第2四半期末において重要な子会社から除外いたしました。

(11) 企業集団の主要な事業セグメント（平成28年6月30日現在）

当社グループの主要な事業内容は、情報技術事業として、ITソリューション事業とITサービス事業に区分されます。当社は、自らもITソリューション事業を営むとともに、これらの分野の事業を営む会社の株式・持分を所有することで、当該会社の事業活動を支配・管理し、グループの企業価値を最大限に高めることを目的としております。

ITソリューション事業では、構築分野（IT基盤設計・構築）、開発分野（SI・システム開発）、サービス分野（システム運用・保守）の3つの事業を、ITサービス事業では、情報処理サービス事業、IT製品のテスト事業を営んでおります。

(12) 企業集団の主要拠点等（平成28年6月30日現在）

① 当社

本社 東京都千代田区
茨城本部 茨城県那珂郡東海村
つくばオフィス 茨城県土浦市

② 子会社

ITソリューション事業：ACMOSソーシングサービス株式会社	東京都千代田区
A S ロカス株式会社	千葉県市原市
ITサービス事業：株式会社ジイズスタッフ	東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (平成28年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数 (外 平均臨時雇用者数)	前期末比増減
情 報 技 術 事 業		
T ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	340名 (52名)	18名増
T サ ー ビ ス 事 業	17名 (8名)	4名減
合 計	357名 (60名)	14名増

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 225名

平均年齢 37.7歳

平均勤続年数 12.3年

(14) 主要な借入先及び借入額 (平成28年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 筑 波 銀 行	160,000
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	124,726
株 式 会 社 り そ な 銀 行	35,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	18,055

千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

(平成28年6月30日現在)

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,300,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,215,400株 |
| (注) 発行済株式の総数には、自己株式515,900株が含まれております。 | |
| ③ 株主数 | 5,498名 |
| ④ 大株主（発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コンセーユ・ティ・アイ株式会社	1,905,000株	19.64%
飯 島 秀 幸	1,076,400株	11.09%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託□)	288,000株	2.96%
アコムグループ社員持株会	280,000株	2.88%
株式会社SBI証券	249,900株	2.57%
日本証券金融株式会社	191,900株	1.97%
金子 登 志 雄	96,000株	0.98%
桧 山 秀 夫	82,700株	0.85%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	72,200株	0.74%
植 山 孝 一	50,000株	0.51%

(注) 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

(平成28年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯 島 秀 幸	A C M O S ソーシングサービス株式会社 代表取締役社長 A S ロカス株式会社代表取締役会長
取 締 役	石 川 稔	専務執行役員事業本部長 株式会社エクスカル代表取締役
取 締 役	深 作 耕 一	常務執行役員営業本部長
取 締 役	清 川 明 宏	執行役員管理本部長
取 締 役	柴 田 洋 一	株式会社国際ビジネス研究所代表取締役社長 有限会社グローバルソリューション代表取締役 株式会社プロトム代表取締役
取 締 役	荻 原 啓 一	株式会社マイクロコミュニケーション 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	西 山 達 男	
監 査 役	星 野 隆 宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	金 子 登 志 雄	金子司法書士事務所代表

- (注) 1. 取締役のうち柴田洋一氏、荻原啓一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 西山達男氏、監査役 星野隆宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
 深作耕一氏、清川明宏氏は、平成27年9月25日開催の当社第24回定時株主総会をもって取締役に就任いたしました。
 4. 柴田洋一氏、荻原啓一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
佐 藤 修 一	平成27年9月25日	任期満了	取締役 常務執行役員 品質保証部長
平 野 喜久臣	平成27年12月8日	死去	監査役 株式会社ティ・エム・ジー 代表取締役社長

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	26,880千円 (5,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	5,400千円 (3,600千円)
合 計	11名	32,280千円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役の人数は6名、監査役の人数は3名であります。
 2. 前取締役佐藤修一氏の報酬は平成27年9月分まで、平成27年12月8日に逝去し退任した監査役平野喜久臣氏の報酬は平成27年12月分までを支給額に含めております。
 3. 当社の取締役の報酬限度額は、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）であります。
 4. 当社の監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内であります。

④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況
(社外取締役)

柴田洋一氏は、株式会社国際ビジネス研究所の代表取締役社長、有限会社グローバルソリューション及び株式会社プロトムの代表取締役であります。同氏が代表取締役社長を務める株式会社国際ビジネス研究所と当社との間には、当社から同社への事務所の転貸以外の取引はありません。また、同氏が代表取締役を務めるその他の会社と当社との間には取引はありません。

荻原啓一氏は、株式会社マイクロコミュニケーションの代表取締役社長であります。同氏が代表取締役社長を務める株式会社マイクロコミュニケーションと当社との間には、当社から同社への事務所の転貸以外の取引はありません。

(社外監査役)

星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所の弁護士で、当社と法律顧問契約を締結しております。当事業年度中に当社が支払った法律顧問料等は1,181千円であります。

- 2) 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況
該当事項はありません。
- 3) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況
(取締役会等への出席状況及び発言状況)

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	柴田 洋一	当事業年度中に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営の経験と専門的な見地から助言提言を行っております。
取締役	荻原 啓一	当事業年度中に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営の経験と専門的な見地から助言提言を行っております。
監査役	西山 達男	当事業年度中に開催された取締役会12回すべてに出席、更に監査役会11回すべてに出席し、常勤監査役として、また金融機関での専門的な知識により、助言提言を行っております。
監査役	星野 隆宏	当事業年度中に開催された取締役会12回中11回に出席、更に監査役会11回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知識により、助言提言を行っております。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法その他の法令が規定する金額を最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

・報酬等の額

11,100千円

・当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益額

11,100千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査報酬の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十分に遂行する事が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

◆ 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、下記の経営方針及び行動指針の下、すべての役員（取締役、監査役等）及び従業員（以下使用人とする）等の適正な職務執行のための体制を整備し、運用し、検証し、改善するという健全な内部統制の循環を保つことが、コーポレートガバナンス上の重要な責務であることを認識し、1号以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定した。

経営理念

私たちアクモスグループは、お客様に感動していただけるプロフェッショナルなサービスを提供いたします。

「プロフェッショナル」…「私たちの姿勢」を表現

私たちは、お客様のニーズの変化に柔軟に対応する力を培い、一人ひとりがプロフェッショナルとしての使命感を持ち、常にお客様の期待値を超える最適なサービスを提供します。

「感動」……………「私たちの心」を表現

私たちは、お客様の感動を一人ひとりの喜びとする心を持ち、アクモスグループのプロフェッショナルサービスを通じて、多くの感動を創出いたします。

行動指針「ACMOS 5」

行動指針「ACMOS 5」は、アクモスグループの構成員一人ひとりがお客様と強い信頼関係を築き、感動をともにするためにどのように行動するのかを明確にした基準です。

行動指針「ACMOS 5」

- ◆プロフェッショナルとして責任を最後まで全うします。
- ◆お客様や仲間と協力して強いチームを作ります。
- ◆正しいと思うことを愚直なまでに誠実にやり続けます。
- ◆創意工夫して新しいサービスを生み出します。
- ◆常に向上心をもって成長し続けます。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び当社子会社の役員及び使用人等が、定款、法令を遵守し、健全な企業経営を推進するため、内部統制を整備する。また、各種社内規程を整備するなど、業務プロセスにおける内部統制の基盤を整え、「整備－運用－検証－改善」という一連の循環により、健全な内部統制システムの維持、向上を図る。

- (2) 取締役及び使用人は、職務権限規程、業務分掌及び組織規程を遵守し、業務の能率的運営を図る。また、取締役は、使用人等に対しコンプライアンス重視の姿勢を率先して示し、法令遵守のための研修や教育の機会を確保するとともに、日常の業務執行上の指導を通じ使用人にコンプライアンスの重要性を周知徹底するよう努める。
- (3) 当社は、分権システムによる経営の健全性を維持するため、社外取締役を継続して選任し、分権システムの監督機能を確保する。選任された社外取締役は、社内取締役の職務執行状況を監督する。
- (4) 当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、監査の方針及び計画を立案し取締役の職務執行の監査を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、ISMS^(※)情報セキュリティ基本方針及びその関連規程に定められたとおり、担当職務に応じて適切に保存管理を行う。取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な状態を維持する。

(※)情報セキュリティ・マネジメントシステムの略称

3. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他体制

- (1) 取締役会は、リスク管理規程に基づき、当社の業務執行及び企業価値を阻害する危機に対処する。また、継続企業として事業活動を維持・発展させるため、リスク管理体制の構築を推進し、リスクの発生を未然に防止する。
- (2) 業務執行上のリスクに係る情報の収集・管理は、内部監査室が行い、代表取締役に対して報告を行う。代表取締役は、報告されたリスクについて対処方法を決定し、必要と認めた場合には、個々のリスクの内容に応じて管理責任者を定め、リスクの速やかな解消を図る。また、再発の可能性があるリスクについては、未然にリスクの発生を防止する体制を整える。
- (3) 大規模な災害の発生時など不測の事態が生じた場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、迅速かつ適時に適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、発生する損失を最小限に留める体制を整備する。
- (4) 当社子会社における損失の危機を回避するため、当社の取締役及び執行役員から1名以上が、子会社等の役員（取締役又は監査役）として就任する。就任した当該役員は、グループ会社マネジメント規程に則り、原則として子会社の取締役会に毎回出席（電話会議等代替的な出席方法を含む）するほか、子会社のその他の重要な会議に出席し、子会社の業務執行の監督を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程の各条項に従いその適切な運営を確保する。また、取締役会は、経営課題に速やかに取り組むため、意思決定の機動性確保の観点から少人数の取締役で構成する。取締役は、相互に職務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し、助言を受けることができる。
- (2) 取締役会は、定期的開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとする。また、取締役会は、当社の子会社の投融資計画や報酬等に関する重要事項を審議するため経営会議を定期的開催し、経営会議はその審議の結果を当社の取締役会に答申する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程、業務分掌及び組織規程の定めに基づき実施し、業務を能率的に運営する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社は、個性豊かな専門性を持った企業集団を目指し、企業価値を最大化し、効率的かつコンプライアンスを重視した健全な企業経営を推進するため、経営組織を分権化し、各組織の独自性や多様性を認めることをコーポレートガバナンス上の基本方針としている。
- (2) 当社は、グループ全体に関わる内部統制については、内部監査室が監督する。内部監査室は、会社事業の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、監査役、会計監査人、取締役と連携し、子会社の内部統制のモニタリングを行う。
- (3) 当社グループの子会社等は、当社及びグループの他の会社との連携を保ちつつ、連邦経営のミッションの下、各社独自の経営理念を掲げ、業務執行を円滑に行うため、自社の規模、事業内容、専門性、利害関係者等の経営環境を踏まえた独自の分権システムを整備することを基本とする。
- (4) 当社子会社の適正な業務を確保するため、当社の取締役及び執行役員から1名以上が、子会社等の役員（取締役又は監査役）として就任する。就任した当該役員は、グループ会社マネジメント規程に則り、原則として子会社の取締役会に毎回出席（電話会議等代替的な出席方法を含む）するほか、子会社のその他の重要な会議に出席し、子会社の業務執行の監督を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、職務上その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は、監査役と協議の上、監査役会の意向を十分考慮し、当該職務を補助する監査役補助使用人を任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助使用人の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施する。監査役補助使用人は、監査役会の指示があるまで監査役の業務指示を専任して補助職務を遂行する。当社及び子会社は、監査役補助使用人の評価を行うに当たり、監査役から意見を尊重し、監査役補助使用人について不利益な扱いを行わない。
- (2) 監査役補助使用人として任命されたものは、監査役の指揮命令の下に職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を認識した場合には、直ちに監査役会に報告するものとする。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求め、当社及び子会社の重要な会議への出席の機会を確保できる。
- (3) 当社及び子会社は、使用人の立場にある使用人等が前述の報告を行った場合、当該使用人等に対し不利益な扱いを行わない。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役職務の執行に必要と認められる費用の支出及び監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった際は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査の実施に際し、必要に応じて内部監査室に協力を要請する。また、監査役会は、内部監査室の実施する子会社の監査や監督業務について助言を行うほか、監査役が必要と認めた場合は、子会社の監査（内部・外部）に同行する。
- (2) 監査役は、会計監査人との情報交換に努め、密接な連携を図る。また、その他必要性がある場合には、監査役会は、弁護士等外部の専門家の支援を要請できる。

◆ 反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、事業活動を通じ社会に貢献する企業として、反社会的勢力を社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な事業活動及び経済・社会の発展を阻害するものと位置づけ、これらの反社会的勢力とは、経済的な利益の供与を含む一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(1) 対応統括部署

管理部を対応統括部署とし、対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

各拠点の所轄警察署及び官庁並びに弁護士などの外部専門機関と連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

管理部を窓口とし、反社会的勢力に関する情報収集に努め、一元管理を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた当期における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会においては、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

なお当社取締役会には監査役も同席し開催いたしております。

- ② 監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

- ④ 当社は情報セキュリティ基本方針及び関連規程に定められたとおり、個人情報を含めた機密情報の漏洩防止を目的とした社員教育を実施した他、文書やデータの管理・廃棄方法の厳格運用を図っております。

個人情報を含めた機密情報の漏洩事故は、当社にとって重大なリスクであるとの認識から、情報セキュリティ基本方針及び関連規程の実施状況について、定期的な第三者の監査を受審いたしております。

- ⑤ 子会社に関する業務執行の適正性を確保するため、当社の取締役及び執行役員1名以上が子会社の取締役会及び重要な会議に出席し、子会社の事業運営に関する重要な事項は当社取締役会に報告するなど子会社の管理・運営に努めました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様等当社のステークホルダーの皆様に対する利益還元策を重要な政策として認識し、企業価値の向上につとめております。また、株主の皆様に対する安定的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資確保のための収益力向上を図り、財政基盤の強化に努め、当社個別の当期純利益に対する配当性向30%を目標に連結業績を勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当については、将来の事業拡大と企業規模拡大のために内部留保が必要と判断し、誠に遺憾ながら無配といたします。なお、次期の配当は業績と今後の内部留保の必要性を総合的に勘案して決定いたしますが、2円（連結配当性向19.4%）を予定しております。

（本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てております。）

連結貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	1,828,891	流動負債	916,370
現金及び預金	1,256,017	買掛金	109,905
受取手形及び売掛金	467,237	短期借入金	328,370
商 品	2,654	1年内返済予定の長期借入金	9,411
仕 掛 品	43,387	未払金	118,032
繰延税金資産	2,987	未払費用	259,523
そ の 他	56,848	未払法人税等	16,230
貸倒引当金	△242	賞与引当金	18,659
固定資産	434,480	製品保証引当金	5,373
有形固定資産	225,468	そ の 他	50,864
建物及び構築物	99,660	固定負債	44,418
工具、器具及び備品	56,971	退職給付に係る負債	38,819
土 地	68,836	繰延税金負債	5,599
無形固定資産	83,379	負債合計	960,789
の れ ん	36,364	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	45,679	株主資本	1,262,210
そ の 他	1,335	資本金	693,250
投資その他の資産	125,632	資本剰余金	1,176,282
投資有価証券	19,994	利益剰余金	△553,410
関係会社株式	64,104	自己株式	△53,911
そ の 他	41,533	その他の包括利益累計額	541
資産合計	2,263,371	その他有価証券評価差額金	541
		非支配株主持分	39,830
		純資産合計	1,302,582
		負債純資産合計	2,263,371

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,898,525
売上原価		2,770,467
売上総利益		1,128,058
販売費及び一般管理費		1,016,275
営業利益		111,782
営業外収益		15,027
受取利息及び配当金	819	
助成金収入	2,450	
保証金の配当	3,655	
その他	8,103	
営業外費用		5,267
支払利息	5,178	
その他	89	
経常利益		121,542
特別利益		20,453
事務所移転費用引当金戻入益	5,303	
事業譲渡益	15,142	
その他	7	
特別損失		19,745
固定資産除却損	1,235	
契約解除損	6,179	
特別退職金	2,997	
事業整理損	9,285	
その他	47	
税金等調整前当期純利益		122,250
法人税等		6,889
法人税、住民税及び事業税	13,238	
法人税等調整額	△6,348	
当期純利益		115,360
非支配株主に帰属する当期純利益		1,768
親会社株主に帰属する当期純利益		113,592

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	693,250	1,176,282	△657,756	△53,911	1,157,864
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			113,592		113,592
連結子会社の増減に 伴う利益剰余金減少高			△9,246		△9,246
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	104,346	—	104,346
当 期 末 残 高	693,250	1,176,282	△553,410	△53,911	1,262,210

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	11,190	11,190	39,449	1,208,503
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				113,592
連結子会社の増減に 伴う利益剰余金減少高				△9,246
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△10,648	△10,648	381	△10,267
当 期 変 動 額 合 計	△10,648	△10,648	381	94,078
当 期 末 残 高	541	541	39,830	1,302,582

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	1,231,500	流動負債	675,563
現金及び預金	822,789	買掛金	60,168
売掛金	340,362	短期借入金	290,000
仕掛品	17,297	未払金	54,057
前払費用	22,295	未払費用	177,434
その他の	28,755	前受金	35,591
固定資産	734,525	賞与引当金	11,526
有形固定資産	171,547	製品保証引当金	4,774
建物	87,412	その他の	42,009
構築物	5,181	固定負債	239
工具、器具及び備品	10,117	繰延税金負債	239
土地	68,836	負債合計	675,802
無形固定資産	24,481	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	23,927	株主資本	1,289,683
その他の	553	資本金	693,250
投資その他の資産	538,496	資本剰余金	585,570
投資有価証券	19,994	資本準備金	531,658
関係会社株式	479,917	その他資本剰余金	53,911
その他の	38,585	利益剰余金	64,774
資産合計	1,966,026	その他利益剰余金	64,774
		繰越利益剰余金	64,774
		自己株式	△53,911
		評価・換算差額等	541
		その他有価証券評価差額金	541
		純資産合計	1,290,224
		負債純資産合計	1,966,026

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,482,689
売上原価		1,729,880
売上総利益		752,808
販売費及び一般管理費		678,716
営業利益		74,092
営業外収益		24,667
受取利息及び配当金	15,736	
その他の	8,930	
営業外費用		3,529
支払利息	3,529	
経常利益		95,231
特別利益		7
その他の	7	
特別損失		3,044
特別退職金	2,997	
その他の	47	
税引前当期純利益		92,193
法人税等		△14,266
法人税、住民税及び事業税	△14,266	
当期純利益		106,460

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	693,250	531,658	53,911	585,570	△41,685	△41,685
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					106,460	106,460
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	106,460	106,460
当 期 末 残 高	693,250	531,658	53,911	585,570	64,774	64,774

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△53,911	1,183,222	11,190	11,190	1,194,413
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		106,460			106,460
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△10,648	△10,648	△10,648
当 期 変 動 額 合 計	—	106,460	△10,648	△10,648	95,811
当 期 末 残 高	△53,911	1,289,683	541	541	1,290,224

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年8月23日

アクモス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若槻 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクモス株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年8月23日

アクモス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 伸之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクモス株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成28年8月23日

アクモス株式会社 監査役会

常勤監査役 西 山 達 男 ㊟

監査役 星 野 隆 宏 ㊟

監査役 金 子 登 志 雄 ㊟

(注) 常勤監査役西山達男、監査役星野隆宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行決定権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 当社の経営体制に合わせて株主総会及び取締役会の運営について当社取締役の構成に
応じた適切な対応を可能とするため、代表取締役が株主総会及び取締役会の議長に当
たるよう、また代表取締役が複数存在する場合は、あらかじめ取締役会がその順序を定め
るよう、現行定款第15条及び第21条を変更するものであります。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規
定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、現行定
款第36条及び第37条を変更案第33条及び第34条に組み換えを行うものであります。
- ④ 会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項に基づき取締役等の責任を法令の定
める額に限定することができる旨を規定するものであります。なお、当該変更につきま
しては、各監査役の同意を得ております。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行
うものであります。なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時を
もって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条（機関構成） 当会社には、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第5条（機関構成） 当会社には、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（議長） 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第15条（議長） 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が複数存在する場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第18条（取締役の員数）</p> <p>① <u>当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は8名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>第19条（取締役の選任及び解任）</p> <p>① 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第19条（取締役の選任及び解任）</p> <p>① 当社の取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、株主総会の選任決議をもって、その任期を短縮することを妨げない。</p>	<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>① <u>取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条 (取締役会の招集)</p> <p>① 取締役会は、<u>社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条 (役付取締役)</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (取締役会の招集)</p> <p>① 取締役会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数存在する場合又は代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (重要な業務執行の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (役付取締役)</p> <p>取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く)</u>の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>第26条（社外取締役の責任限定契約） <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>（削除：第31条に）</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第27条～第33条 （条文省略） （新設） （新設）</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第5章 監査等委員会 第27条（監査等委員会の招集通知） ① <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第28条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第34条 （条文省略）</p>	<p>第29条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第7章 役員等の責任免除等
(新設)	第30条 (取締役等の会社に対する責任の免除)
	<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であつた者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	第31条 (非業務執行取締役等の責任の制限)
	<p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
第7章 計 算	第8章 計 算
第35条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
(新設)	第33条 (剰余金の配当等を決定する機関)
	<p><u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。</u></p>
第36条 (剰余金の配当)	第34条 (剰余金の配当基準日)
<p><u>剰余金の配当は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。</u></p>	<p>① 剰余金の期末配当の基準日は、毎事業年度末日最終時とする。</p>
	<p>② 剰余金の中間配当の基準日は、毎年12月31日最終時とする。</p>
第37条 (中間配当)	(削除：第33条及び第34条第2項に)
<p><u>当社は、取締役会の決議をもって、毎年12月31日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当することができる。</u></p>	
第38条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8章 定款の変更</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第9章 定款の変更</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
1	いい じま ひで ゆき 飯 島 秀 幸 (昭和22年5月11日生)	昭和62年2月 (株)日本不動産経営研究所（現コンセ ーユ・ティ・アイ(株)）設立、代表取 締役（現任） 平成3年8月 当社前身、(株)アイ・エフ・シー 設立、代表取締役社長 平成8年9月 当社 代表取締役会長 平成11年8月 当社 代表取締役社長（現任） 平成22年10月 (株)エクスカル 代表取締役 平成24年7月 A C M O S ソーシングサービス(株) 代表取締役社長（現任） 平成25年6月 A S ロカス(株) 代表取締役会長（現任）	株 1,076,400
<p>【候補者の選任理由】 当社設立以来、当社及び当社グループの代表として全体の経営戦略立案や意思決定における中核として重要な役割を果たしてまいりました。会社経営に関する豊富な経験や公認会計士としての見識が、更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断し引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	きよ かわ あき ひろ 清 川 明 宏 (昭和35年10月16日生)	昭和56年11月 茨城ソフトウェア開発(株)（現当社） 入社 平成20年5月 当社 執行役員 平成26年7月 当社 管理本部長 平成27年9月 当社 取締役（現任） 平成28年7月 当社 業務統括執行役員（現任）	14,300
<p>【候補者の選任理由】 当社入社以来、技術及び営業部門を経て本年6月まで執行役員管理本部長を努め当社運営における重要な役割を果たしてまいりました。今後も同氏の幅広い知見が、更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断し引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
3	いし かわ みのる 石川 稔 (昭和36年10月14日生)	昭和58年4月 茨城ソフトウェア開発(株) (現当社) 入社 平成16年7月 同社 取締役 平成20年1月 当社 執行役員 平成21年7月 当社 常務執行役員 平成22年3月 日本メカトロニクス(株) (現A CMOS ソーシングサービス(株)) 代表取締役 平成25年7月 当社 事業本部長 平成25年9月 当社 取締役 (現任) 平成26年7月 当社 専務執行役員 (現任) 平成28年6月 (株)エクスカル 代表取締役 (現任) 平成28年7月 当社 営業本部長 (現任)	株 9,000
<p>【候補者の選任理由】 当社入社以来、主に営業部門に従事し現在専務執行役員営業本部長として当社の売上拡大に尽力しております。これまで築いてきた人脈や、その豊富な営業経験は、今後も当社取締役会において意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できると判断し引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	ふか さく こう いち 深 作 耕 一 (昭和37年9月6日生)	昭和58年4月 茨城ソフトウェア開発(株) (現当社) 入社 平成20年5月 当社 執行役員 平成26年7月 当社 常務執行役員 (現任) 平成27年7月 当社 営業本部長 平成27年9月 当社 取締役 (現任) 平成28年7月 当社 技術本部長 (現任)	14,300
<p>【候補者の選任理由】 当社入社以来、主に技術部門に従事し現在常務執行役員技術本部長として当社の方向性を決定する重要な意思決定を行ってきており、当社の技術について、深い知見を有しております。その知見や豊富な業務経験は、今後も当社取締役会において意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できると判断し引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 飯島秀幸氏は、当社の大株主であるコンセーユ・ティ・アイ株式会社の全株式を所有しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式数
1	にし やま たつ お 西山達男 (昭和25年8月5日生)	昭和49年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成2年10月 (株)M&A情報センター専務取締役 平成13年11月 (株)エスエムティ専務取締役 平成17年10月 ナノキャリア(株)CFO 平成18年1月 同社取締役CFO 平成23年9月 当社補欠監査役 平成25年9月 当社社外監査役(現任)	株 —
<p>【候補者の選任理由】 社外取締役としての公正中立な意見を反映させるとともに、金融機関及び民間企業における豊富な経験・見識に基づく知識が、取締役会の透明性の向上及び監査監督の強化に繋がるものと判断し取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	しば た よう いち 柴田洋一 (昭和18年7月17日生)	昭和43年4月 (株)日本長期信用銀行入行 平成8年6月 (株)日本信販常務取締役 平成12年7月 (株)ヒューマンリンク代表取締役社長 平成15年7月 同社取締役会長 平成16年7月 (株)国際ビジネス研究所代表取締役社長(現任) 平成16年7月 (有)グローバルソリューション代表取締役(現任) 平成17年7月 当社社外取締役(現任) 平成25年2月 (株)プロトム代表取締役(現任)	—
<p>【候補者の選任理由】 社外取締役としての公正中立な意見を反映させるとともに、金融機関・人材ビジネスにおける経験と専門的な知識が、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
3	かねことしお 金子登志雄 (昭和23年9月30日生)	平成3年8月 当社設立、取締役 平成6年7月 当社監査役 平成7年10月 当社取締役総務部長 平成8年9月 当社取締役管理部長 平成8年12月 金子司法書士事務所開設、代表(現任) 平成16年9月 当社取締役 平成23年9月 当社監査役(現任)	株 96,000
<p>【候補者の選任理由】 会社法に精通する司法書士の経験に基づく専門的な知識等は当社の企業価値の向上に寄与し、取締役会の一員として他の取締役に對し法務面から積極的かつ的確な提言・示唆を行えると判断し取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 西山達男氏及び柴田洋一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、西山達男氏及び柴田洋一氏が監査等委員である取締役に選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
 4. 候補者の状況、責任限定契約について
 (1) 西山達男氏について
 ①当社の社外監査役であり、同氏の監査役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 ②同氏が監査等委員である取締役に選任されますと、本定時株主総会終了後、最初に開催される監査等委員会において、常勤の監査等委員に選定される予定です。
 ③当社と同氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 (2) 柴田洋一氏について
 ①当社の社外取締役であり、同氏の取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、11年2ヶ月であります。
 ②当社と同氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 (3) 金子登志雄氏について
 本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社と同氏との間で会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
おぎわら けいいち 荻原 啓一 (昭和23年7月16日生)	昭和46年4月 三菱商事(株)入社 平成10年9月 (株)ピースマインド設立、代表取締役 平成11年4月 (株)マイクロコミュニケーション 代表取締役社長(現任) 平成17年9月 当社社外監査役 平成25年9月 当社社外取締役(現任)	株 —
【候補者の選任理由】 企業経営の経験と専門的な知識等は、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 荻原啓一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役補欠候補者であります。
 3. 当社の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 4. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
 5. 同氏が監査等委員である取締役として就任した場合、当社と同氏との間で会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

当社の取締役の報酬額は、平成20年9月26日開催の第17回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億6千万円以内へ減額させていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

当社の監査役の報酬額は、平成20年9月26日開催の第17回定時株主総会において、年額4千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの監査役の報酬額を考慮して、年額4千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案をご承認いただきますと、3名となります。

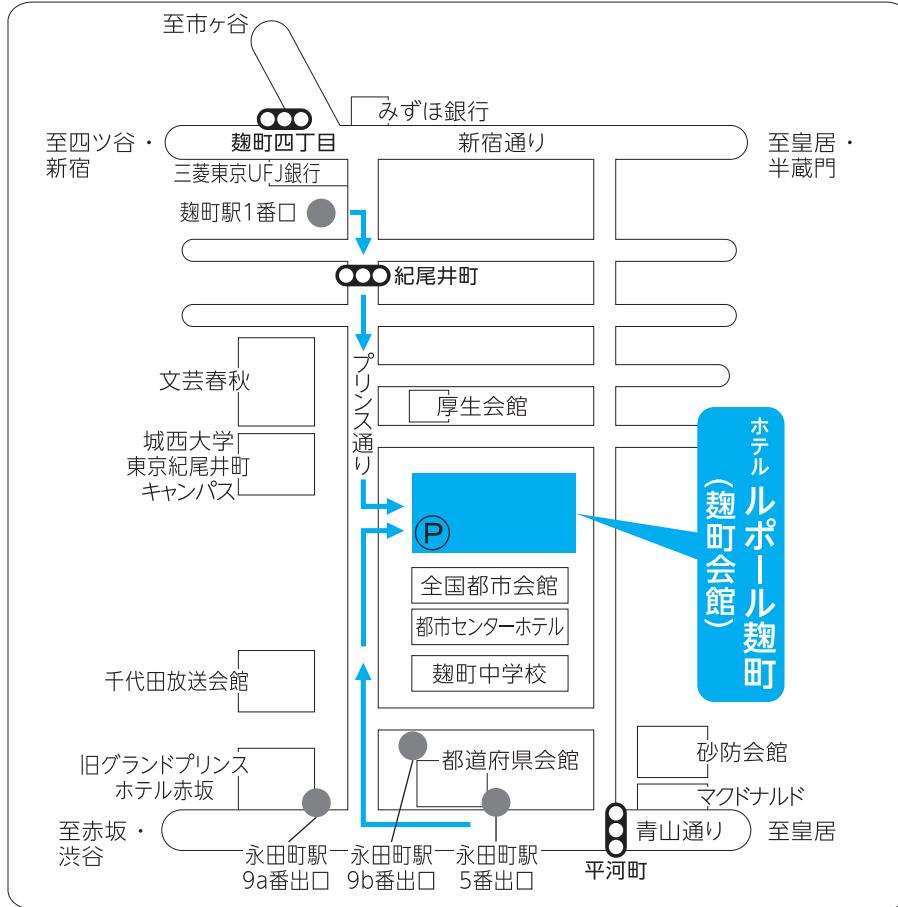
以 上

メ 毛 欄

A series of horizontal dashed lines for writing.

A series of 25 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内略図



会場：東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテルルポール麹町（麹町会館）2階ルビー
（正面入口右手のエスカレーターで2階へお上がりください。）

交通：地下鉄有楽町線「麹町駅」半蔵門方面1番口より徒歩約3分
地下鉄南北線「永田町駅」紀尾井町方面9b番出口より徒歩約5分
地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」平河町方面5番出口より徒歩約5分

**ご出席の株主様へのお土産は、本年より廃止させていただくことになりました。
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。**